

(別添) 改定箇所一覧 : 滋賀県 一般土木工事等共通仕様書 (平成22年10月)

条文						条文 改定						改定理由等																																							
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成(平成22年10月)	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成(平成23年4月)	区分	改定理由																																				
全文共通						請負人、請負者、請負業者	全文共通						受注者	読み替え	滋賀県建設工事請負契約約款の一部改正に伴い、共通仕様書の一部を読み替え適用。																																				
1					第1編	共通編	1					第1編	共通編																																						
1	3				第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3				第3章	無筋・鉄筋コンクリート																																						
1	3	1			第1節	適用	1	3	1			第1節	適用																																						
						<p>5. 生コンクリートの圧縮強度試験について</p> <p>(1) テストピースは打設場所で採取するものとするが、打設場所が荷卸し地点の近傍で、監督職員が認めた場合は、荷卸し地点で採取してもよいものとする。</p> <p>(2) テストピース採取および同時に行うスランプ、空気量試験には、必ず施工管理担当者が立会するものとし、写真に入るものとする。この際、必ず滋賀県指定の封印をするものとする。</p> <p>(3) 1工事の全体の20%程度および現場養生の供試体についての圧縮(曲げ)強度試験は、(財)滋賀県建設技術センターで行うものとする。なお、同センター以外の所で行う試験(全体の80%程度)については、施工管理担当者が立会し、写真に入るものとする。</p> <p>ただし、滋賀県生コンクリート工業組合の技術試験センターで行う試験については、施工管理担当者の立会を省略してもよい。</p> <p>(4) 現場養生によるコンクリート圧縮強度試験を行う場合は、現場コンクリートとできるだけ同じ状態で養生した供試体を用いて強度試験を行うものとする。</p>							<p>5. 生コンクリートの圧縮強度試験について</p> <p>(1) テストピースは打設場所で採取するものとするが、打設場所が荷卸し地点の近傍で、監督職員が認めた場合は、荷卸し地点で採取してもよいものとする。</p> <p>(2) テストピース採取および同時に行うスランプ、空気量試験には、必ず施工管理担当者が立会するものとし、写真に入るものとする。この際、必ず滋賀県指定の封印をするものとする。</p> <p>(3) 1工事の全体の20%程度および現場養生の供試体についての圧縮(曲げ)強度試験は、(財)滋賀県建設技術センターで行うものとする。なお、同センター以外の所で行う試験(全体の80%程度)については、施工管理担当者が立会し、写真に入るものとする。</p> <p>(4) 現場養生によるコンクリート圧縮強度試験を行う場合は、現場コンクリートとできるだけ同じ状態で養生した供試体を用いて強度試験を行うものとする。</p>	改定	<p>滋賀県生コンクリート工業組合の技術試験センター廃止による。</p> <p>材料試験用工事名記載ラベルは財団法人 滋賀県建設技術センターで有料配付。</p>																																				
						<table border="1"> <tr> <td>No. _____</td> <td>標・現</td> <td rowspan="4">土 木 関 係</td> <td>土木関係 赤色</td> </tr> <tr> <td>打設月日 平成 年 月 日</td> <td></td> <td>農林関係 黒色</td> </tr> <tr> <td>工事名 _____</td> <td></td> <td>建築関係 青色</td> </tr> <tr> <td>施工者 _____</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監督職員 _____</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">滋賀県指定・購入者は生コン荷卸し地点で品質確認</td> </tr> </table>	No. _____	標・現	土 木 関 係	土木関係 赤色	打設月日 平成 年 月 日		農林関係 黒色	工事名 _____		建築関係 青色	施工者 _____			監督職員 _____				滋賀県指定・購入者は生コン荷卸し地点で品質確認										<table border="1"> <tr> <td>No. _____</td> <td>標・現</td> <td rowspan="4">土 木 ・ 建 築 ・ 農 林 関 係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>打設月日 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事名 _____</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工者 _____</td> <td>Ⓜ</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">滋賀県指定・購入者は生コン荷卸し地点で品質確認</td> </tr> </table>	No. _____	標・現	土 木 ・ 建 築 ・ 農 林 関 係		打設月日 月 日			工事名 _____			施工者 _____	Ⓜ		滋賀県指定・購入者は生コン荷卸し地点で品質確認			
No. _____	標・現	土 木 関 係	土木関係 赤色																																																
打設月日 平成 年 月 日			農林関係 黒色																																																
工事名 _____			建築関係 青色																																																
施工者 _____																																																			
監督職員 _____																																																			
滋賀県指定・購入者は生コン荷卸し地点で品質確認																																																			
No. _____	標・現	土 木 ・ 建 築 ・ 農 林 関 係																																																	
打設月日 月 日																																																			
工事名 _____																																																			
施工者 _____	Ⓜ																																																		
滋賀県指定・購入者は生コン荷卸し地点で品質確認																																																			

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用

- 1. 本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。
- 2. 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定によるものとする。
- 3. 請負人は、コンクリートの施工にあたり、**設計図書**に定めのない事項については、「**コンクリート標準示方書（施工編）**」（土木学会、平成20年3月）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 4. 請負人は、コンクリートの使用にあたって「**アルカリ骨材反応抑制対策について**」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）および「**アルカリ骨材反応抑制対策について**」の運用について（国土交通省官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を**確認**しなければならない。
- 5. 生コンクリートの圧縮強度試験について
 - (1) テストピースは打設場所で採取するものとするが、打設場所が荷卸し地点の近傍で、監督職員が認めた場合は、荷卸し地点で採取してもよいものとする。
 - (2) テストピース採取および同時に行うスランブ、空気量試験には、必ず施工管理担当者が立会するものとし、写真に入るものとする。この際、必ず滋賀県指定の封印をするものとする。
 - (3) 1工事の全体の20%程度および現場養生の供試体についての圧縮（曲げ）強度試験は、(財)滋賀県建設技術センターで行うものとする。
 なお、同センター以外の所で行う試験（全体の80%程度）については、施工管理担当者が立会し、写真に入るものとする。
~~ただし、滋賀県生コンクリート工業組合の供試体試験センターで行う試験については、施工管理担当者の立会を省略してもよい。~~
 - (4) 現場養生によるコンクリート圧縮強度試験を行う場合は、現場コンクリートとできるだけ同じ状態で養生した供試体を用いて強度試験を行うものとする。

No. _____	標・現	土 木 関 係	土木関係 赤色
打設月日 平成 年 月 日			農林関係 黒色
工事名 _____			建築関係 青色
施工者 _____			
監督職員 _____			
滋賀県指定・購入者は生コン荷卸し地点で品質確認			

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用

- 1. 本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。
- 2. 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定によるものとする。
- 3. 請負人は、コンクリートの施工にあたり、**設計図書**に定めのない事項については、「**コンクリート標準示方書（施工編）**」（土木学会、平成20年3月）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 4. 請負人は、コンクリートの使用にあたって「**アルカリ骨材反応抑制対策について**」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）および「**アルカリ骨材反応抑制対策について**」の運用について（国土交通省官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を**確認**しなければならない。
- 5. 生コンクリートの圧縮強度試験について
 - (1) テストピースは打設場所で採取するものとするが、打設場所が荷卸し地点の近傍で、監督職員が認めた場合は、荷卸し地点で採取してもよいものとする。
 - (2) テストピース採取および同時に行うスランブ、空気量試験には、必ず施工管理担当者が立会するものとし、写真に入るものとする。この際、必ず滋賀県指定の封印をするものとする。
 - (3) 1工事の全体の20%程度および現場養生の供試体についての圧縮（曲げ）強度試験は、(財)滋賀県建設技術センターで行うものとする。
 なお、同センター以外の所で行う試験（全体の80%程度）については、施工管理担当者が立会し、写真に入るものとする。
 - (4) 現場養生によるコンクリート圧縮強度試験を行う場合は、現場コンクリートとできるだけ同じ状態で養生した供試体を用いて強度試験を行うものとする。

No. _____	標・現	土 木 ・ 建 築 ・ 農 林 関 係
打設月日 _____ 月 _____ 日		
工事名 _____		
施工者 _____	Ⓜ	
滋賀県指定・購入者は生コン荷卸し地点で品質確認		

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用

1. 本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定によるものとする。
3. 請負人は、コンクリートの施工にあたり、**設計図書**に定めのない事項については、「**コンクリート標準示方書（施工編）**」（土木学会、平成20年3月）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
4. 請負人は、コンクリートの使用にあたって「**アルカリ骨材反応抑制対策について**」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）および「**アルカリ骨材反応抑制対策について**」の運用について（国土交通省官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を**確認**しなければならない。
5. 生コンクリートの圧縮強度試験について
 - (1) テストピースは打設場所で採取するものとするが、打設場所が荷卸し地点の近傍で、監督職員が認めた場合は、荷卸し地点で採取してもよいものとする。
 - (2) テストピース採取および同時に行うスランプ、空気量試験には、必ず施工管理担当者が立会するものとし、写真に入るものとする。この際、必ず滋賀県指定の封印をするものとする。
 - (3) 1工事の全体の20%程度および現場養生の供試体についての圧縮（曲げ）強度試験は、（財）滋賀県建設技術センターで行うものとする。
 なお、同センター以外の所で行う試験（全体の80%程度）については、施工管理担当者が立会し、写真に入るものとする。
 - (4) 現場養生によるコンクリート圧縮強度試験を行う場合は、現場コンクリートとできるだけ同じ状態で養生した供試体を用いて強度試験を行うものとする。

No. _____	標・現	土木・建築・農林関係
打設月日 _____	月 _____ 日 _____	
工事名 _____		
施工者 _____	(印)	
滋賀県指定・購入者は生コン荷卸地点で品質確認		